

各位

「中小企業等経営強化法」PR資料の送付について

拝啓 平素より中小企業行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、少子高齢化、人手不足等の状況において、大企業と中小企業・小規模事業者の生産性格差は拡大基調にあります。こうした中で、包括的な生産性向上施策の一環として、中小企業等経営強化法が7月1日に施行されました。

この改正により、「経営力向上計画」が新設されました。中小企業・小規模事業者の方々は、業種毎に稼ぐ力をまとめた「事業分野別指針」（製造業、卸・小売業、サービス業等多くの分野で策定）を参照しながら、「経営力向上計画」を策定すれば、認定を受けられます。認定を受けた事業者は、①生産性が年平均1%以上向上する設備であって、160万円以上の新たに取得した機械・装置については、「固定資産税」を3年間半額にでき、また、②その他、債務保証などの金融支援も受けることができます。

この度、当該改正趣旨をPRするための資料を作成いたしましたので、お送りします。

広く中小企業・小規模事業者及びその支援者、その他関係者の方々に広く周知いただければ幸いです。どうぞよろしく願いいたします。

敬具

平成 28 年 7 月 吉日

中小企業庁 事業環境部

企画課

課長 川村 尚永

本件のお問い合わせ先: 中小企業庁 事業環境部

企画課 佐伯、川良、舩越

(電話) 03-3501-1765

(email) ueda-ryuta@meti.go.jp